

令和 8 年 度

長岡市交通安全実施計画



全国交通安全運動 サインボード作戦

長 岡 市

交通安全都市宣言

昭和36年12月16日

市議会決議

悲惨な交通事故の絶滅を期することは、いまや深刻な社会問題であると同時に、その声は全国にみなぎっております。

特に、本市における11月17日のむごたらしい母子のひき逃げ事件は、いまだに生々しい惨禍の現実として市民の脳裏に刻みこまれており、その後もなお、いたましい多くの交通事故があとを絶たないことはまことに遺憾に存する次第であります。

このときに当たり、長岡市民は、車両等の運転者はもちろんのこと、事業主も、歩行者も、すべてが市民の生命が最も尊重されるべきことを深く自覚し、再び交通の惨禍が起こることのないように交通の安全維持に反する一切の行為を排除し、長岡市全域にわたって交通の恵沢を確保しようとするものであります。

このために長岡市民は、長岡市の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓い、もって全市民運動を強力に推進すべく、ここに長岡市を「交通安全都市」とするものであります。

右宣言する。

昭和36年12月16日

長岡市議会

目 次

I	総論	4
1	交通事故の現状	4
2	長岡市の重点課題	5
II	分野別の施策	7
第1	道路交通環境の整備	7
1	国道管理者所管事業	7
2	県道管理者所管事業	8
3	市道管理者所管事業	8
4	公安委員会所管事業	9
5	公共交通ネットワークの維持・充実	10
第2	交通安全思想の普及啓発	11
1	段階的かつ体系的な交通安全教育	11
2	地域社会における交通安全意識の高揚	16
3	交通指導者などの育成及び支援	17
第3	救急救助体制の整備	18
第4	交通事故被害者の救済対策	19
1	交通災害共済事業	19
2	交通遺児対策	19
第5	踏切道における交通の安全	20
1	踏切道の交通環境整備	20
参 考 資 料		
	交通安全対策基本法（抄）	22
	長岡市交通安全条例	23
	長岡市交通安全対策会議条例	25
	長岡市交通安全対策会議運営規程	26
	長岡市交通安全対策会議委員名簿	28
	長岡市交通安全対策会議幹事名簿	29

I 総 論

1 交通事故の現状

(1) 道路交通事故

令和 7 年の長岡市内における交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数ともに前年に比べ減少しました。課題となっている高齢者事故については、発生件数及び負傷者数は減少しているものの、死亡者数が増加しており、更なる交通安全対策を推進していく必要があります。

自転車事故については、発生件数、負傷者数ともに減少しましたが、過去 3 年間は、横ばい状態であり、引き続き交通ルールの遵守やマナーの向上など、自転車運転中の事故防止対策を推進していかなければなりません。

【長岡市の交通事故状況】

区分/年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	5 年間平均
発生件数	270	263	273	271	249	265.2
死者数	9	3	11	6	5	6.8
負傷者数	299	294	306	293	275	293.4

【高齢者事故発生状況】

区分/年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	5 年間平均
発生件数	115	102	123	110	85	107
死者数	7	3	6	4	5	5
負傷者数	62	50	73	51	42	55.6

【自転車事故発生状況】

区分/年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	5 年間平均
発生件数	20	34	33	32	30	29.8
死者数	1	0	1	0	0	0.4
負傷者数	18	34	32	32	29	29

(資料：新潟県警察本部、各年の事故発生件数は 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日までの統計値)

(2) 踏切事故

令和 7 年度中、長岡市内において、踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する事故をいう）の発生はありません。

鳴動している踏切に立入ることは大変危険な行為であることから、踏切道を通行する車両や歩行者に対する安全意識の向上を図ることを目的に広報活動を推進します。

2 長岡市の重点課題

(1) 超高齢社会を踏まえた安心安全の確保

我が国は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来というかつて経験したことのない新たな時代を迎えています。長岡市においてもその傾向は同様であり、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動できるような交通社会の形成が必要です。

高齢者は加齢により活動範囲が異なることから、その視点で生活実態を踏まえたきめ細やかな交通安全対策が必要であり、特に高齢者が主として歩行及び自転車、電動車いす等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築しなければなりません。

(2) 雪国の特性に配慮した安全で快適な生活道路の整備

生活道路は市民生活を支える最も身近な都市基盤です。現在長岡市では、関越・北陸自動車道や主要な国道などの広域交通体制は充実しています。生活道路については今後も必要に応じて整備が必要であり、特に通学路や公共施設へ通じる道路の安全対策が重要な課題となっています。

全国的に、生活道路を含めた市町村道等の道路における交通死亡事故件数の推移をみると、全死亡事故件数の減少傾向と比較して穏やかな減少傾向となっていますが、生活道路の全死亡事故件数に占める割合は増加傾向であるため、雪国の特性に配慮した安全で快適な生活道路の整備を進めることが重要です。

(3) 通学路等の安全確保

平成 24 年 4 月、登下校中の集団登校の列に車が突っ込み、多くの子どもたちが犠牲になるという痛ましい事故が連続して発生したことを受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して通学路の危険箇所の対策に取り組み、長岡市でも、教育委員会、道路管理者、警察の三者が緊急合同一斉点検を実施して、危険箇所について必要な安全対策を実施しました。平成 26 年度からは「長岡市通学路交通安全プログラム」を策定し、計画的かつ継続的に通学路の安全対策に取り組んでいます。

また、令和元年 5 月には、滋賀県大津市で集団で歩道を通行中の園児らの列に車が突っ込み、園児らが死傷する痛ましい事故が発生したことを踏まえ、国から「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」の通達が示されました。これにより各施設・道路管理者・警察において、園児の散歩経路の緊急安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに必要な安全対策を講じました。

通学路等の安全を確保していくためには、施設管理者、道路管理者、警察などの関係機関が連携して危険箇所の把握に努めたうえで、交差点改良等のハード面の整備を実施するとともに、安全パトロール等による見守り体制の整備、通学路や園児の散歩経路の変更や、児童生徒に対する徹底した交通安全指導といったソフト面での対応に取り組むことが重要です。

(4) 市民との協働による交通安全まちづくり

長岡市では、地域のさまざまな課題に対して市民と行政が役割を分担し、解決に向け支えあって取り組む、協働のまちづくりを実践しています。

交通事故のない安全で安心なまちづくりにおいても、コミュニティを構成する住民や地域団体、企業等が地域の課題の解決を共通の目標として掲げ、地域住民を主体として関係機関、長岡市が力を合わせ、地域力と組織力で総合的な対策を推進することが求められています。

交通安全対策を実効あるものとするには、地域住民が自ら安全な交通社会を構築していかこうとする前向きな意識が不可欠であり、そのため、計画の策定や事業の実施に積極的に参画・協力していく仕組みをつくるなど、地域や住民の主体性を重視する取り組みが必要です。

(5) II 分野別の施策

第1 道路交通環境の整備

- (1) 歩行者、自転車利用者の安全を確保するため、歩道の整備を重点とする交通安全施設の整備を促進する。
- (2) 車両などの安全運行を確保するため、道路照明、防護柵、道路標示、視線誘導標などの交通安全施設を整備する。
- (3) 冬期間における交通の確保と安全を図るため、市民の協力を得ながら、国・県・市が連携して、除排雪などの作業を行う。
- (4) 安全な生活環境を確保するため、交通情勢に対応した効率的な交通規制を実施する。

1 国道管理者所管事業

事業種別	単位	事業量（R 8 計画）	設置箇所等
交差点改良	箇所	1	大積地区事故対策
歩道（自歩道含む）	m	0	
自転車歩行者道	m	0	
段差切り下げ・点字ブロック	箇所	0	
道路標識	基	0	
道路標示	m	40,000	年間見込み（概数）
道路照明	基	0	
道路反射鏡	基	0	
防護柵	m	0	
視線誘導標	本	0	
機械除雪	m	61,045	延長
消雪除雪	m	30,750	延長
歩道除雪	m	47,970	延長

2 県道管理者所管事業

事業種別	単位	事業量（R 8 計画）	設置箇所等
交差点改良	箇所	0	
歩道（自歩道含む）	m	460	寺宝町、中野西
自転車歩行者道	m	0	
点字ブロック	箇所	0	
道路標識	基	0	
道路標示	m	161, 475	市内一円
道路照明	基	0	
道路反射鏡	基	0	
防護柵	m	0	
視線誘導標	本	0	
機械除雪	m	698, 200	R8 計画延長
消雪除雪	m	194, 954	R8 計画延長
歩道除雪	m	160, 650	R8 計画延長

3 市道管理者所管事業

事業種別	単位	事業量（R 8 計画）	設置箇所等
交差点改良	箇所	0	
歩道（自歩道含む）	m	1, 177	市内一円
自転車歩行者道	m	0	
点字ブロック	箇所	0	
道路標識	基	0	
道路標示（修繕含む）	m	26, 337	市内一円
道路照明	基	24	市内一円
道路反射鏡	基	0	市内一円
防護柵	m	300	市内一円
視線誘導標（修繕含む）	本	47	市内一円
歩道消雪パイプ	m	537	
機械除雪	km	1, 307. 1	R7 計画延長
消雪除雪	km	821. 3	R7 計画延長
歩道除雪	km	225. 9	R7 計画延長

4 公安委員会所管事業

規制種別	区分	単位	事業量（R 7 実績）
信号機	新設	基	0（定周期） 0（押しボタン式）
	廃止	基	3（押しボタン式2、点滅式1）
最高速度	新設	m	0
	変更	m	0
	廃止	路線	1
一時停止	新設	箇所	1 0
	変更	箇所	0
	廃止	箇所	1 2
横断歩道	新設	箇所	2
	廃止	箇所	5
指定方向	新設	箇所	1
	廃止	箇所	4
駐車禁止	新設	箇所	0
	廃止	箇所	0

【R 8 事業計画】

交通事故発生危険性が高い交差点、歩行者等の安全を図る必要性がある道路及び交通の円滑化を図るため、道路管理者と協議のうえ、計画的な信号機等の設置・改良・系統化を行い、横断歩道や一時停止等の交通規制を実施する。

5 公共交通ネットワークの維持・充実

(1) 公共交通機関の利用促進

過度な自動車利用から人と環境に優しい公共交通への利用転換及び利用促進を図るため、公共交通の利便性向上及び利用環境整備を実施するとともに、市民の意識啓発活動を推進する。

【R 8 事業計画】

- ・バスロケーションシステムの運用
- ・バス待合所の整備支援
- ・ノンステップバスの導入支援

(2) 地域公共交通維持・確保事業

自動車を運転しない市民の交通手段を確保するため、路線バス、コミュニティバス等の運行に対する支援を行う。

(3) 交通結節点等の機能強化

交通結節点である鉄道駅の機能強化及びマイカーや自転車から鉄道への乗換え利便性の向上を図る。

第2 交通安全思想の普及啓発

1 段階的かつ体系的な交通安全教育

(1) 幼児に対する交通安全教育

- 1 保育園・幼稚園の園児を対象に、正しい安全な歩行・横断の仕方などの行動能力や危険に対する予測能力が身につくような交通安全教育を実施する。
- 2 幼児の交通安全教育がより拡大するよう保育園・幼稚園に対して呼びかけ、幼児の交通安全の徹底を図る。

市所管事業

保育園・幼稚園について、年1回以上、交通安全教育を実施することを目標とする。

事業名	事業量（R7実績）
幼児交通安全講話（園児・親対象）	274回（15,335人）

<参考>

	長岡	中之島	越路	三島	山古志	小国	栃尾	与板	和島	寺泊	川口	合計
保育園数	24	3	4	1		1	3			2	1	39
幼稚園数	1											1
認定こども園数	33	1	1	1			2	1	1			40

（令和8年4月1日現在）

警察所管事業

事業名	警察署名	事業量（R7実績）
幼児交通安全教室	長岡警察署 （長岡・越路・山古志・栃尾）	18回（1,490人）
	見附警察署 （中之島）	4回（129人）
	与板警察署 （三島・和島・寺泊・与板）	2回（110人）
	柏崎警察署 （小国）	2回（60人）
	小千谷警察署 （川口）	0回（0人）

※令和7年度事業量については、保育園等からの要請に基づき実施

J R 東日本所管事業

事業名	事業量（R 7 実績）
踏切事故防止教育	北部保育園（園児52名） 新組保育園（園児31名）

事業名	事業量（R 8 計画）
踏切事故防止教育	北部保育園

(2) 児童生徒に対する交通安全教育

小学生に対しては、正しい歩行と横断の仕方、とび出し防止、自転車の安全な乗り方などの基本的事項について安全教育を実施する。

中学生に対しては、交通ルールの遵守及び自転車の安全な乗り方、自転車の点検整備に関する安全教育を実施する。

市所管事業

小・中・特別支援学校で、年1回以上、交通安全教育を実施することを目標とする。

事業名	事業量（R 7 実績）
交通安全講話	小学生 440回（25,335人） 中学生 133回（12,407人） 特別支援学校 47回（986人）

<参考>

	長岡	中之島	越路	三島	山古志	小国	栃尾	与板	和島	寺泊	川口	合計
小学校施設数	35	3	2	2	1	1	3	1	1	2	1	52
中学校施設数	16	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	27
特別支援学校施設数	2											2

（令和8年4月1日現在）

警察所管事業

事業名	警察署名	事業量（R7実績）
交通安全教室	長岡警察署 (長岡・越路・山古志・栃尾)	小学生 37回(2,744人) 中学生 5回(1,101人)
	見附警察署 (中之島)	小学生 4回(118人) 中学生 1回(252人)
	与板警察署 (三島・和島・寺泊・与板)	小学生 9回(408人) 中学生 2回(60人)
	柏崎警察署 (小国)	小学生 2回(80人)
	小千谷警察署 (川口)	小学生 2回(42人)

※令和8年度事業量については、学校等からの要請に基づき実施

JR東日本所管事業

事業名	事業量（R7実績）
踏切事故防止教育	新潟大学附属長岡小学校（児童61名） 阪之上小学校（児童26名） 南中学校（生徒128名）

事業名	事業量（R8計画）
踏切事故防止教育	新潟大学附属長岡小学校 宮内中学校

新入学児童に対する交通安全帽交付事業

【事業内容】 市内の新入学児童に対し、市・県・日本赤十字社新潟県支部の三者
共同で「黄色い安全帽」の交付を行い、子どもの交通事故防止を図る。

【R8 事業実績】 配布数：1,791個 市負担金：226千円（1／3負担）

(令和8年4月22日納付)

(3) 高齢者に対する交通安全教育

警察及び関係団体と連携し、交通安全教室の開催及び家庭訪問等による個別指導を実施し、安全な横断歩行のほか高齢運転者の安全運転意識の醸成を推進し、高齢者による交通事故防止を図る。

また、高齢者が加害者となる事故防止対策として、運転免許の自主返納者に対する支援事業を実施する。

市所管事業

高齢者や家族、高齢者に携わる事業者等に対する交通安全教育を実施する。

事業名	事業量（R7実績）
高齢者等が参加する会合における交通安全講話	15回（延べ415人）

事業名	事業量（R8計画）
高齢者等交通安全教育（シニアドライビングセミナー）	8回（延べ160人）
高齢者等が参加する会合における出前講座	10回（延べ400人）

<参考>

	長岡	中之島	越路	三島	山古志	小国	和島	寺泊	栃尾	与板	川口	合計
クラブ数	70	2	18	0	9	8	8	5	10	5	9	144

（令和8年4月1日現在長岡市老人クラブ連合会登録クラブ数）

警察所管事業

事業名	警察署名	事業量（R7実績）
交通安全教室	長岡警察署 （長岡・越路・山古志・栃尾）	39回（1,134人）
	見附警察署 （中之島）	2回（39人）
	与板警察署 （三島・和島・寺泊・与板）	7回（126人）
	柏崎警察署 （小国）	5回（170人）
	小千谷警察署 （川口）	1回（80人）

※令和8年度事業量については、団体等からの要請に基づき実施

2 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 交通安全運動等の推進

交通安全思想の普及と交通ルールの遵守、正しいマナーの実践を習慣づけるため、関係機関や地域団体と連携し、効果的な交通安全運動を推進する。

【令和8年度 重点運動と実施期間】

種 別	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（月）～ 4月15日（水）
夏の交通事故防止運動	7月22日（水）～ 7月31日（金）
秋の全国交通安全運動	9月21日（月）～ 9月30日（水）
冬の交通事故防止運動	12月11日（金）～12月20日（日）
高齢者交通事故防止運動	10月 1日（木）～10月31日（土）

【令和8年度 特別運動と実施期間】

種 別	期 間
自転車安全月間	5月 1日（金）～ 5月31日（日）
県民交通安全フェア	7月22日（水）
安全運転・チャレンジ100	9月23日（水）～12月31日（木）
いきいきクラブ・チャレンジ100	9月23日（水）～12月31日（木）
交通死亡事故多発警報	発令の日から10日間 （7日間に死亡事故6件以上で発令）

(2) 広域・集中的なキャンペーンの実施

市民一人ひとりまで情報が行き届くよう各種媒体を活用して広報活動に努める。

- 「市政だより」や「支所だより」及び新聞各紙の取材記事による広報
- テレビ・ラジオ等の定番番組及びニュースによる広報
- ポスター、チラシ、看板、懸垂幕等による広報
- 集客施設における施設内放送を利用した広報
- 交通安全指導車による広報
- 防災行政無線による広報

3 交通指導者などの育成及び支援

地域における自主的な交通安全活動を担う人材の発掘・育成を行うとともに、研修会の開催や教材の貸し出し等の支援活動の充実に努める。

【 交通指導者などの人数 】

区 分	地 域	人 数
セーフティーリーダー	長岡地域	1 8 9 人
	山古志地域	1 人
	栃尾地域	3 人
	計	1 9 3 人

(令和8年4月1日現在)

第3 救急救助体制の整備

本市における昨年の救急出動は 13,383 件(長岡 13,180 件、川口 203 件)で、そのうち交通事故による出動は 522 件(長岡 507 件、川口 15 件)であり、全体の 3.9%を占めている。

また、救助出動は 147 件(長岡 142 件、川口 5 件)で、そのうち交通事故は 59 件(長岡 58 件、川口 1 件)と全体の 40.1%を占めている。

(件数等については、小千谷市消防本部に消防事務委託をしている川口地域分を含む。)

このように、多くの救急・救助活動を円滑に実施するとともに、市民の安全確保を図るため、市民及び事業所等の関係機関の協力を得ながら、応急手当講習会を随時開催するなど、応急手当の普及啓発に努める。

救急救命士の有資格者数 (令和8年4月1日現在)	126人 (長岡市消防本部 122 人) (小千谷市消防署川口出張所 4 人)
応急手当講習参加者 (令和7年の実績)	5,947人 (長岡市消防本部 5,909 人) (川口地域 38 人)

第4 交通事故被害者の救済対策

1 交通災害共済事業

被害者相互救済制度である新潟県交通災害共済の周知を図り、積極的な加入促進に努める。

加入者数	88,018人
------	---------

(令和7年度実績)

令和7年度 見舞金支給実績	143件	20,820,000円
------------------	------	-------------

2 交通遺児対策

保護者が交通事故により死亡又は重度障害の状態となったことにより、親権者などによって養育されている交通遺児へ図書カードを交付する。

長岡市内交通遺児数：8人 予算額：109千円

(令和8年4月1日現在)

第5 踏切道における交通の安全

1 踏切道の交通環境整備

踏切道改良促進法及び踏切事故防止総合対策に基づき、鉄道管理者と相互連携し、踏切道の交通環境の整備を推進する。

事業種別	事業量 (R 8 計画)	備 考
踏切道拡幅	1 箇所	信越本線 前川踏切 (基本設計)

※上記踏切は、歩道がないため、車両通行時に歩行者が踏切前後で滞留し、危険状態を生じている。小学校通学路にも指定されており、拡幅により歩行者通行帯を確保し、登下校時の安全を図るものである。

事業種別	事業量 (R 8 計画)	備 考
踏切道修繕	2 箇所	信越本線 前川踏切 信越本線 宇津野堤踏切

参 考 資 料

交通安全対策基本法（抄）

〔昭和45年6月1日〕
〔法律第110号〕

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

○長岡市交通安全条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)の趣旨に基づき、交通安全の確保に関し、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、交通安全の確保を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに安全な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、交通安全の確保に関し総合的かつ体系的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、日常生活において自ら交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に当たり、従業員に対する交通安全教育を実施する等交通事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第 5 条 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、第 3 条に定める市民の責務に準じ、交通安全の確保に努めるものとする。

(推進体制の充実等)

第 6 条 市は、交通安全の確保に関する施策を円滑に実施するため、その推進体制の充実に努めるとともに、関係機関及び関係団体との緊密な連携に努めるものとする。

(交通安全教育の推進等)

第 7 条 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の交通安全に関する意識の向上を図り、市民等による自主的な交通安全の確保に関する活動を促進するため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民等に対し、交通安全に関し必要な情報を適切に提供しなければならない。

(良好な道路交通環境の整備)

第 8 条 市は、良好な道路交通環境を確保するため、市の管理する道路の新設及び改良並びに交通安全施設の整備を促進するよう努めなければならない。

2 市長は、市の管理する道路以外の道路について特に交通安全対策を講ずる必要があると認めるときは、当該道路の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通渋滞の緩和)

第 9 条 市は、市民及び事業者の公共交通機関の利用の促進等を図ることにより、道路の交通渋滞を緩和し、交通安全の確保に努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第 10 条 市は、交通安全の確保に関する施策の推進に当たっては、高齢者、障害者、児童

等にとって安全な道路交通環境が確保されるよう特に配慮しなければならない。

- 2 市民等は、その日常生活又は事業活動において、高齢者、障害者、児童等の交通の安全に特に配慮するものとする。

(関係団体に対する助成等)

第 11 条 市は、交通の安全の確保に関する活動をすることを目的に組織された団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

○長岡市交通安全対策会議条例

昭和 46 年 6 月 23 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、長岡市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長岡市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第 3 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 27 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員で市長が定める職にあるもの
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員で市長が定める職にあるもの
 - (3) 新潟県警察の警察官で市長が定める職にあるもの
 - (4) 本市の職員で市長が定める職にあるもの
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
- 6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第 4 条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、鉄道その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 24 日条例第 33 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日条例第 260 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日条例第 59 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

○長岡市交通安全対策会議運営規程

昭和 46 年 7 月 8 日
交通安全対策会議告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長岡市交通安全対策会議条例(昭和 46 年長岡市条例第 23 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長岡市交通安全対策会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、毎年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 委員は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該委員の職を代理させることができる。

(幹事)

第 3 条 会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について委員を補佐する。

4 前条第 6 項の規定は、幹事について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは、「幹事」とする。

(幹事会)

第 4 条 会長は、必要の都度、幹事会を開催させ、事務を処理させることができる。

2 幹事会は、長岡市市民協働推進部長が招集し、議長となる。

(異動等の報告)

第 5 条 委員及び幹事は、条例第 3 条第 5 項各号及び第 3 条第 2 項の職を離れ、又は失ったときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、長岡市市民協働推進部市民協働課において処理する。

附 則

この規程は、昭和 46 年 7 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月 2 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、公表の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 11 月 28 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 6 月 1 日対策会議告示第 1 号)

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市交通安全対策会議運営規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規程施行の日前においてなされた手続等については、それぞれ改正後の規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(昭和 58 年 4 月 25 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の長岡市交通安全対策会議運営規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 62 年 3 月 26 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 31 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 2 月 29 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 4 日対策会議告示第 2 号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 7 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 16 日対策会議告示第 1 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長岡市交通安全対策会議委員名簿

令和8年7月1日現在

区 分		所 属 機 関 職 名	氏 名
会 長	市 長	長岡市長	磯 田 達 伸
1号委員	国の関係地方行政機関の職員	北陸地方整備局 長岡国道事務所長	松 川 武 彦
2号委員	新潟県知事の部内の職員	長岡地域振興局 地域整備部長	原 田 亮
3号委員	新潟県警察の警察官	長岡警察署長	森 山 明
	〃	見附警察署長	加 藤 保 栄
	〃	与板警察署長	石 田 正 博
	〃	柏崎警察署長	大 滝 勝 己
	〃	小千谷警察署長	村 山 義 徳
4号委員	本 市 の 職 員	長岡市 市民協働推進部長	小 池 隆 宏
	〃	長岡市 福祉保健部長	水 島 幸 枝
	〃	長岡市 都市整備部長	太 刀 川 芳 則
	〃	長岡市 土木部長	石 黒 昭 弘
	〃	長岡市 中之島支所 地域振興・市民生活課 主査	佐 藤 博 之
	〃	長岡市 越路支所 地域振興・市民生活課 総務担当係長兼防災担当係長	田 中 味 香
	〃	長岡市 三島支所 地域振興・市民生活課 総務担当係長兼教育支援担当係長	名 塚 典 子
	〃	長岡市 山古志支所 地域振興・市民生活課 総務担当係長	長 島 正 子
	〃	長岡市 小国支所 地域振興・市民生活課 総務担当係長	池 原 千 晴
	〃	長岡市 和島支所 地域振興・市民生活課 地域づくり担当係長	星 陽 子
	〃	長岡市 寺泊支所 地域振興・市民生活課 教育支援担当係長	佐 藤 幸 恵
	〃	長岡市 栃尾支所 地域振興・市民生活課 総括主査	小 林 将 記
	〃	長岡市 与板支所 地域振興・市民生活課 教育支援担当係長	石 井 順 子
	〃	長岡市 川口支所 地域振興・市民生活課 防災担当係長	渡 辺 実
	〃	長岡市立かわぐち保育園 園長	今 井 順 子
5号委員	本 市 の 教 育 長	長岡市 教育長	金 澤 俊 道
6号委員	本 市 の 消 防 長	長岡市 消防長	近 藤 知 彦
特別委員	公共機関の職員（鉄道）	東日本旅客鉄道（株）長岡事業本部 長岡駅長	大 関 久 章
	公共機関の職員（陸上交通）	東日本高速道路（株）新潟支社 長岡管理事務所長	石 和 田 衛

合計27名

長岡市交通安全対策会議幹事名簿

令和8年7月1日現在

区 分	所 属 機 関 職 名	氏 名
国の関係地方 行政機関の職員	北陸地方整備局 長岡国道事務所 管理第二課長	上 坂 直 泰
新潟県知事の 部 内 の 職 員	長岡地域振興局 地域整備部 維持管理課長	七 澤 正 人
〃	〃 道路・都市整備課長	三 浦 等
新潟県警察の 警 察 官	長岡警察署 交通課長	池 上 和 弥
本 市 の 職 員	長岡市 福祉保健部 福祉総務課 庶務担当係長	道 間 恵 子
〃	〃 都市整備部 都市政策課 交通政策室 交通政策担当係長	稲 田 美 穂
〃	〃 土木部 道路管理課 庶務担当係長	小 林 綾
〃	〃 教育委員会 教育部 学校教育課 主査兼指導主事	佐 藤 文 乃
〃	〃 教育委員会 子ども未来部 子ども政策課 子ども政策調整担当係長	馬 場 紘 子
本 市 の 消 防	長岡市消防本部 警防課長	田 村 智
公共機関の職員 (鉄道)	東日本旅客鉄道(株)長岡事業本部 副長	室 岡 伸 宏
公共機関の職員 (陸上交通)	東日本高速道路(株)新潟支社 長岡管理事務所管理担当課長	吉 備 津 佑 輔

合計12名

令和8年度

長岡市交通安全実施計画

令和8年9月発行

編集発行 長岡市市民協働推進部市民協働課
〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
TEL 0258-39-2206